



2022年5月27日

各 位

会社名 株式会社アトム  
代表者名 代表取締役社長 山角 豪  
(コード番号 7412 東証スタンダード、名証メイン)  
問合せ先 取締役管理本部長 春名 秀樹  
(連絡先電話番号 052-784-8400)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第51期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、株主総会および取締役会の招集権者および議長が取締役社長に限定されている現行定款第15条および第24条を変更し、その他の取締役が招集権者および議長になることを可能とするものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月22日(予定)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第13条および第14条 (条文省略)	第3章 株主総会 第13条および第14条 (現行どおり)
第15条 (招集権者および議長) 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。	第15条 (招集権者および議長) 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、議長となる。 ② 前項に定める取締役に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
第16条 (条文省略)	第16条 (現行どおり)
第17条 (参考書類等のインターネット開示) 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。	(削 除)
(新 設)	第17条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第18条および第18条の2 (条文省略)	第18条および第18条の2 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第19条～第23条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 第19条～第23条 (現行どおり)
第24条 (取締役会の招集権者および議長) 当社の取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。	第24条 (取締役会の招集権者および議長) 当社の取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、議長となる。 ② 前項に定める取締役に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
第25条～第29条 (条文省略)	第25条～第29条 (現行どおり)
第5章 監査等委員会 ～ 第8章 計 算 (条文省略)	第5章 監査等委員会 ～ 第8章 計 算 (現行どおり)
(新 設)	附 則 ① 現行定款第17条 (参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第17条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。